

# 一 般 競 争 入 札 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の提供について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年3月13日

鹿児島県立伊集院高等学校  
校 長 内 園 優 子



## 1 入札に付する事項

- (1) 役務の名称  
学校保安警備業務委託
- (2) 役務の特質等  
委託業務内容のとお
- (3) 役務の特質等交付期限及び場所  
ア 交付期限 令和7年3月24日（月）午後4時50分まで  
イ 交付場所 鹿児島県立伊集院高等学校 事務室
- (4) 履行場所  
鹿児島県立伊集院高等学校
- (5) 履行期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定されたものであって当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で、庁舎等の管理業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 緊急事態が発生した場合、連絡後概ね30分以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。

## 3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載  
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和7年3月26日（水）午前10時  
イ 場所 鹿児島県立伊集院高等学校 小会議室

## 4 入札保証金に関する事項

見積もる契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは、支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出

したとき。

- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）

5 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第9号により免除する。

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札は、無効とする。
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項が押印を付さずに（入札書の押印を省略した場合は、入札者（代理入札の場合は代理人）の署名をすることなく）加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89条）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は伝送による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合は又は納入金額が過小の場合の入札
- (9) その他の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

9 契約書案等の提出

契約の相手方には、契約の相手方決定通知を受けた日から5日以内に、契約書案並びに消費税および地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出すること。

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付解除事項を付記すること。

10 入札及び契約についての問い合わせ先

|       |                  |
|-------|------------------|
| 名 称   | 鹿児島県立伊集院高等学校 事務室 |
| 郵便番号  | 899-2504         |
| 所 在 地 | 鹿児島県日置市伊集院町郡1984 |
| 電話番号  | 099-273-2195     |
| FAX番号 | 099-273-4509     |

11 その他

この入札は、令和7年度予算が成立しないときは中止又は延期する。また、当該入札に係る契約は、令和7年4月1日に確定する。

(別紙)

## 委 託 業 務 内 容

### (警備範囲)

- 1 警備範囲は、火災発見にあつては自動火災報知器の感知できる建物とし、その他の警備にあつては、別表のとおりとする。

### (警備内容)

- 2 警備についての業務は、次のとおりとする。
- (1) 窃盗、放火、施設の破壊、その他の不法行為を行う者の発見と排除
  - (2) 不法侵入者、潜伏者、その他の不審者の発見と排除
  - (3) 火災の発見
  - (4) 事故発生時における消防署、警察署及び学校等関係者への通報連絡
  - (5) その他甲と協議の上決定された必要な業務

### (警備時間)

- 3 警備の時間は、甲から警報装置作動開始の信号を受けたときから、同装置作動解除の信号を受けたときまでとする。ただし、これは甲が管理運営上、別途指示した場合を除き午後4時50分から翌日の午前8時20分までの範囲内とし、自動火災報知器については24時間警備対象とする。

### (警備方法等)

- 4 警備方法については、次のとおりとする。
- (1) 警備用機器を建物内に設置し、これらの発信信号を受信し、業務を遂行する。
  - (2) 警備用機器は、少なくとも別表の室数に相当する個数を甲と協議して設置する。
  - (3) 使用する警備用機器及び受信装置は、性能の保持と安全性確保のための保守を行うこと。
  - (4) 受信装置は少なくとも、警報装置作動開始、同装置作動解除、侵入異常、火災異常の4種が判別できること。

### (警備報告)

- 5 警備報告については、次のとおりとする。
- (1) 警備報告は、警備月報及び事故報告書とする。
  - (2) 警備月報は、毎月分を翌月速やかに甲に提出するものとする。
  - (3) 事故報告者は、事故発生の日甲に遅滞なく提出するものとする。

### (協定事項)

- 6 次の事項については、甲乙協議して定めるものとする。
- (1) 事故発生時における緊急連絡者について
  - (2) 鍵の保管について
  - (3) 申し送り及び引継事項について

### (電話の使用)

- 7 本校の警備業務に関し必要があるときは、電話の使用を認めるものとする。

### (特別巡回警備)

- 8 甲が、学校の管理運営上の必要上から特別巡回警備の要請を行った場合は、甲乙協議の上、年間20日を限度としてこれに応ずること。

### 別 表

| 学 校 名                                                                   | 重 点 警 備 室 名 等                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鹿児島県立<br>伊集院高等学校<br><br>〒899-2504<br>日置市伊集院町郡1984番地<br>TEL 099-273-2195 | 校長室・事務室・進路指導室・保健室・地歴公民準備室<br>視聴覚準備室・視聴覚室・図書室・司書室・書庫・被服室<br>家庭科準備室・英語科準備室・生徒指導室・音楽準備室<br>音楽室・美術準備室・地学準備室・生物準備室<br>化学準備室・物理準備室・体育教官室・職員室・印刷室<br>パソコン教室・数学準備室<br>計26箇所 |